

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）交付要綱

令和8年3月23日制定

（目的）

第1条 この要綱は、まちなかの店舗等の改装等を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、継続的な出店や安全・安心できれいな街並みづくりを促進し、もってまちなかの活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）店舗等 別図に掲げる区域に所在する店舗、事務所及び事業所並びにこれらの用途に新たに供される建物をいう。
- （2）空き店舗等 現に事業の用に供されていない店舗等をいう。
- （3）既存店舗等 空き店舗以外の店舗等をいう。
- （4）改装等 店舗等の劣化や損傷等の修復その他の行為をいう。
- （5）市内事業者 市内に事業所を有する法人（資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下である者に限る。）又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等を含む。）。
- （6）創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること、又は事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）空き店舗等の所有者
- （2）空き店舗等で新たに出店する者（当該年度内に出店する具体的

な計画がある市内事業者又は創業予定者に限る。)

(3) 既存店舗等で事業を行う者 (市内事業者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とししないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) その他の法令等に違反する行為を行っている者

(3) 事業に必要な許認可を受けていない、又は当該店舗等において 2 年以上継続して事業を行う意思を有しない者

(4) 過去この要綱に規定する補助金の交付を受けた店舗等 (出店する者が異なる場合を除く)。

(5) 建物登記されていない店舗等

(6) 店舗等所有者又は共有者など関係権利者の同意を得ていない場合

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) の適用を受ける場合

(8) 防府市暴力団排除条例 (平成 23 年防府市条例第 21 号) 第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ場合

(9) 同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けている者。また、今後同一の内容で補助金を受給しようとする者

(10) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と認める場合

(補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、店舗等の改装等を行う事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、別表 1 に掲げる経費 (消費税及び地方消費税を除く。) とする。

2 併用住宅については、店舗等の部分に係る費用のみを対象とする。
(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象事業は、第9条に規定する交付決定の日の属する年度の2月20日までに完了しなければならない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、12月末日までに、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金(表参道にぎわいプロジェクト)交付申請書(第1号様式)に市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金(表参道にぎわいプロジェクト)交付決定通知書(第2-1号様式)により通知し、不適当と認めるときは、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金(表参道にぎわいプロジェクト)不交付決定通知書(第2-2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、交付の決定に条件を付することができる。

(変更等の申請と承認)

第10条 補助対象者は、補助対象事業の内容及び補助対象経費の変更又は事業を廃止するときは、当該変更工事に着手する前に、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金(表参道にぎわいプロジェクト)(変更・廃止)申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の減額及び補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）（変更・廃止）承認通知書（第4-1号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、その内容が不適当と認めるときは、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）（変更・廃止）不承認通知書（第4-2号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業完了報告）

第11条 補助対象事業を完了し、補助金の交付を受けようとする者は、事業完了日から起算して20日を経過する日までに、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）完了報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（確定通知）

第12条 市長は、前条に規定する報告があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、確定通知に条件を付することができる。

（補助金の交付）

第13条 前条に規定する通知を受けた者は、速やかに請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 補助対象期間内において、第2条に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 補助対象期間内において、第9条第2項及び第12条第2項に規定する条件に違反したとき

(3) 補助対象期間内に事業を中止し、又は廃止したとき

(4) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(5) その他市長が不相当と認めたとき

(権利譲渡等の禁止)

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(財産の処分の制限)

第16条 交付決定者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(帳簿等の整理保管)

第17条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間（法定耐用年数が5年を超えるときは、その期間）当該帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

(報告及び調査)

第18条 市長は、事業実施期間内において、補助対象者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

2 市長は、事業の完了した日から5年以内において、補助金の交付を受けた者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、

又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

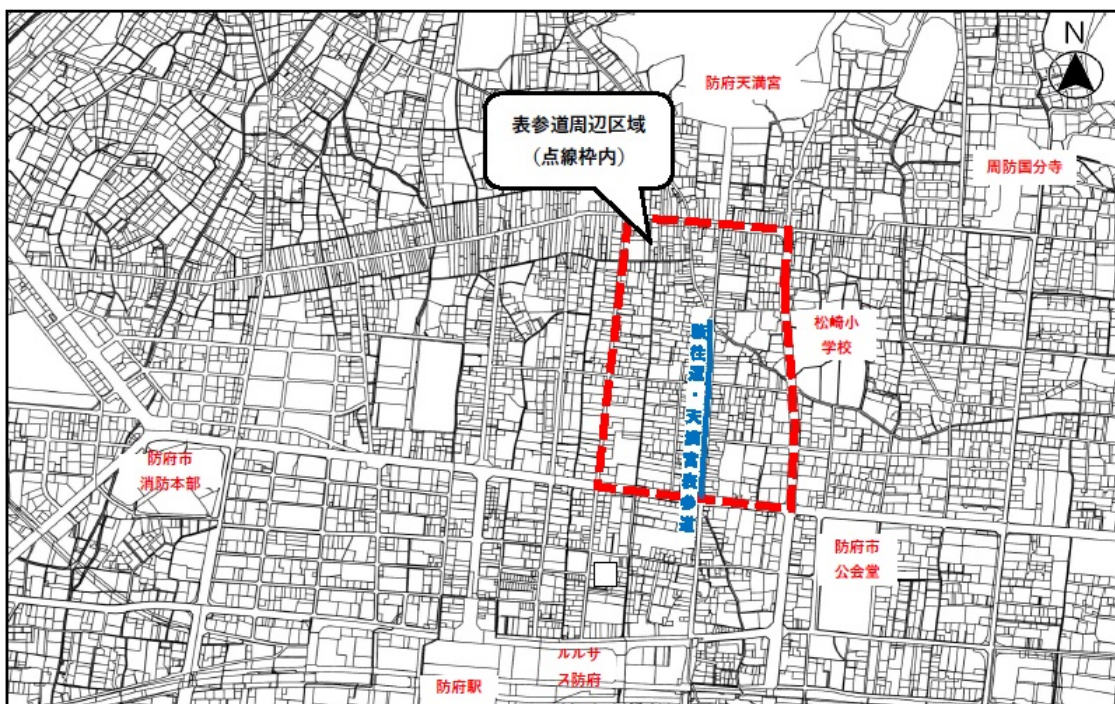
(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第2条関係）



別表1（第5条関係）

対象	補助対象となる改装等の内容
外装費	店舗等外装（屋根、外壁、軒天等）の張替えや塗装等
	店舗等外観に設置されている窓・ドア・照明・看板等の取替や修繕等
	その他市長が認める改装等
内装費	床材・壁材・天井材の張替え、塗装等
	店舗等専用トイレや洗面所の修繕等
	厨房の修繕等（冷蔵庫や食器洗浄機等の備品は対象外）
	ボイラー・空調機の修繕等
	その他市長が認める改装等

※内装費は、別図に掲げる区域において、新たに出店する場合のみ対象とする。

第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
名 称
代表者役職・氏名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
（表参道にぎわいプロジェクト）交付申請書

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金の交付を受けたいので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

※工事見積額（税抜）×1/2（千円未満切捨）

2 工事等の内容

店舗等の所在地	防府市
店舗等の所有者	住 所 氏 名 <input type="checkbox"/> 申請者との関係
工事等の内容	
工事見積額（税抜）	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日

第 2 - 1 号様式 (第 9 条関係)

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
(表参道にぎわいプロジェクト) 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 条 件

第 2 - 2 号様式 (第 9 条関係)

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
(表参道にぎわいプロジェクト) 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、審査の結果、
不採択となりましたので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交
付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者役職・氏名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金

（表参道にぎわいプロジェクト）（変更・廃止）申請書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定を受けた補助事業を（ 変更 ・ 廃止 ）したいので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 補助額の変更

（1）既存交付決定額 円

（2）変更交付申請額 円

（3）差額 円

2 変更・廃止の理由

3 添付書類

- ・変更後の工事内容及び経費の内訳がわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

第4-1号様式（第10条関係）

防商第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
（表参道にぎわいプロジェクト）（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（変更・廃止）申請書については、下記のとおり承認したので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容（変更・廃止）

2 変更交付決定額 円

第4-2号様式（第10条関係）

防商第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
（表参道にぎわいプロジェクト）（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（変更・廃止）申請書については、下記の理由により不承認とするので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
名 称
代表者役職・氏名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
（表参道にぎわいプロジェクト）完了報告書

年 月 日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助額 _____ 円

※工事金額（税抜）×1/2（千円未満切捨）

2 根拠書類

- ・ 工事代金の領収書の写し（支払いがわかるもの）
- ・ 工事後の現場写真（工事着手前の写真と同じアングルで撮影したもの）

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

防商第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金
(表参道にぎわいプロジェクト) 確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金にかかる事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 円

2 条 件

第7号様式（第13条関係）

請求書

金 額		百	十	万	千	百	十	円

内 訳 防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）として

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

（補助金は、次の口座に振り込んで下さい。）

振 込 先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合							
金融機関	支店・支所・出張所							
口座番号 種 別						1：普通 2：当座		
フリガナ								
口座名義								